

## 第6節 養護教諭の普通免許状

## 1 大学卒業等による取得方法（別表第2）

## (1) 基礎資格及び最低修得単位数

免許状の種類		基礎資格	最低修得単位数
養護教諭	専修免許状	修士の学位	80
	1種免許状	イ 学士の学位	56
		ロ 保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること	12
		ハ 保健師助産師看護師法第7条第3項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に1年以上在学すること	22
	2種免許状	イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること	42
		ロ 保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受けていること。	—
		ハ 保健師助産師看護師法第51条第1項の規定に該当すること又は同条第3項の規定により免許を受けていること。	—

(注) 1 「修士の学位」には、大学（短期大学を除く）の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。

【別表第1備考第2号、施行規則第25条】

2 「学士の学位」には、大学の専攻科又は大学院の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合を含む。

【別表第1備考第2号の2、施行規則第66条の4】

3 「短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること」には、短期大学士（専門職）の学位を有する場合又は大学もしくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に2年以上在学し、62単位以上を修得した場合を含む。

【別表第2備考第1号、施行規則第66条の9】

4 上記の表で修得する単位は、課程認定を有する大学等で修得すること。

【別表第1備考第5号イ】

5 別に、「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位及び「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」2単位の修得が必要なこと。

【別表第1備考第4号、施行規則第66条の6】

6 専修免許状取得に係る単位数のうち、1種免許状のイの項に定める単位数を差し引いた単位数（24単位）については、大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科で修得すること。

【別表第2備考第2号】

7 1種免許状のロ又はハの項の規定より1種免許状の授与を受けた者が、専修免許状の授与を受けようとするときは、1種免許状のイの項に定める単位数は既に修得したものとみなす。

【別表第2備考第3号】

8 1種免許状のイの項に係る単位は、短期大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科において修得することができる。この場合、最低修得単位数のうち2種免許状のイの項に係る単位数を差し引いた単位数については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科の課程において修得すること。

【別表第2備考第4号、施行規則第22条の3】

9 2種免許状を有する者又はその所要資格を得ている者が、1種免許状の授与を受けようとする場合、最低修得単位数のうち2種免許状に係る単位数は、既に修得したものとみなす。この場合の「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」、「養護に関する科目」の修得方法は、1種免許状から2種免許状に係る各科目の単位数を差し引いたものとする。

【施行規則第10条の2第1項、第2項】

10 1種免許状の授与を受けようとする場合は、2種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位数を最低修得単位数に含めることができる。ただし、この場合2種免許状に係る各科目の単位数を上限とする。

## (2) 単位の修得方法

【施行規則第9条の表】

欄	養護及び教職に関する科目	左の科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数				
			専修	1種イ	1種ロ	1種ハ	2種イ
1	養護に関する科目		28	28	3	6	24
2	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8	1以上の科目について 2	1以上の科目について 2	5
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程					
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解					
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）					
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）					
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）					
3	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6	6			3
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）					
		生徒指導の理論及び方法					
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
4	教育実践に関する科目	養護実習	5	5	2	2	4
		教職実践演習	2	2			2
5	大学が独自に設定する科目		31	7			4
計			80	56	12	22	42

- (注) 1 1種免許状のロ又はハにおいて、計に不足する単位数については、(2)の表の第1から4までの欄に掲げる科目の中から任意に修得すること。
- 2 「養護に関する科目」の単位の修得方法は、以下のとおりとする。

養護に関する科目	最低修得単位数			
	専修・1種イ	1種ロ	1種ハ	2種イ
衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	3	2	2
学校保健	2		2	1
養護概説	2		2	1
栄養学（食品学を含む。）	2		2	2
健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2			2
解剖学・生理学	2			2
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2			2
精神保健	2			2
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10			10

【施行規則第9条の表備考第1号、第7号、第8号】

ア 「 」内の科目については、そのうち1以上の科目にわたって修得すること。

【施行規則第4条第1項の表備考第4号】

- 3 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」は1単位以上を修得するものとする。

【施行規則第2条第1項の表備考第3号】

- 4 「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含む場合にあっては、「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含むことを要しない。

【施行規則第9条の表備考第2号】

- 5 「養護実習」の単位は、養護（助）教諭等として1年以上良好な成績で勤務した場合、経験年数1年について1単位の割合で、表に掲げる「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」又は「教育実践に関する科目」（養護実習を除く。）の単位をもって替えることができる。

【施行規則第9条の表備考第3号】

- 6 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を受ける場合の単位を下記の科目の単位の充てることができる。

「教育の基礎的理解に関する科目」 6単位まで（2種免許状授与の場合は4単位）

「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」 2単位まで

【施行規則第9条の表備考第4号】

- 7 栄養教諭の普通免許状を受ける場合の単位を下記の科目の単位の充てることができる。

「教育の基礎的理解に関する科目」 6単位まで（2種免許状授与の場合は4単位）

「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」

8単位まで（2種免許状授与の場合は4単位）

【施行規則第9条の表備考第5号】

- 8 「大学が独自に設定する科目」の単位の修得方法は以下のとおりとする。

	1種または2種免許状	専修免許状
(2)の表の第1から4までの欄に掲げる科目	1以上の科目から修得	1以上の科目から修得
大学が加えるこれに準ずる科目		

【施行規則第9条の表備考第6号】